

2021年4月26日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

**日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権無償割当て
差止めの仮処分の保全抗告に対する最高裁判所への抗告許可
及び特別抗告の申立て手続きの実施に関するお知らせ**

フリージア・マクロス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年3月11日付で、日邦産業株式会社（以下「対象者」といいます。）を相手方として、対象者が2020年6月24日開催の第69期定時株主総会において継続の決議をしている「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき発行した新株予約権の無償割当てを仮に差止めるための仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったところ、2021年3月24日付で名古屋地方裁判所より本申立ての決定（以下「3月24日付決定」といいます。）が発令されました。その後、対象者は2021年3月25日付で3月24日付決定に対する保全異議の申立て（以下「3月25日付申立て」といいます。）を行い、名古屋地方裁判所より、2021年4月7日付で当該発令による仮処分決定を取消した旨及び本申立てが却下された決定（以下「4月7日付決定」といいます。）が発令されましたが、4月7日付決定に対して当社が名古屋高等裁判所に保全抗告を申立て（以下「4月7日付申立て」といいます。）していたところ、名古屋高等裁判所より、2021年4月22日付で、4月7日付申立てを棄却する旨の決定（以下「4月22日付決定」といいます。）が発令されました。

当社は4月22日付決定を不服とし、最高裁判所に対し、抗告許可の申立てを行うことを2021年4月22日付で決定し、2021年4月23日付で当該申立て手続きを郵送にて行った旨を併せてお知らせいたします。

また、2021年4月24日付で、最高裁判所に対し、特別抗告の申立ても行うことを決定し、同日付で当該申立て手続きを郵送にて行った旨を併せてお知らせいたします。

なお、当社は対象者の普通株式を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しておりますが、当該手続きに伴い、本公開買付けに係る訂正届出書の提出を予定しており、本公開買付け期間は、2021年1月28日から2021年5月13日までとしているところ、当該期間を変更させて頂く予定です。また、詳細が確定次第改めて適時開示をさせて頂く予定です。

以上